2020 年 9 月 1 日
アジア生協協力基金事務局

新型コロナウイルス感染症に関する一般公募助成事業の注意事項

１．事務局体制について

現在、生協総合研究所では、通常業務体制に移行しており、メールおよびお電話での問い合わせは可能です。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら、審査および手続きが円滑に実施されるように努めてまいります。

２．審査方法等について

一般公募助成事業は書類審査とプレゼンテーション審査の 2 段階の選考となっています。2021 年 1 月末に実施予定のプレゼンテーション審査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Zoom を利用したオンラインでの審査を併用する予定です。

３．選考基準について

アジア生協協力基金の選考基準としては、（１）基金の趣旨との合致性、（２）実行可能性、（３）事業の影響の範囲の 3 点（詳細は募集要項参照）が重要になりますが、例年と大きく選考基準が変わるということはありません。（２）実行可能性においても、新型コロナウイルス感染症への対策が十分であるかということよりは、事業計画や資金計画、現地のニーズ把握などが重要視されます。評価が同一となった場合、新型コロナウイルス感染症への対策が考慮されている事業が優先されます。

４．2021 年の申請事業実施が困難になった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行状況が、今回申請頂く事業が実施される 2021 年 4 月以降にどのような状況になっているか、現在では想定することができません。日本国内もしくは事業国で感染が拡大し、渡航が不可能になるなど、予定されていた事業が実施困難になる可能性があります。

申請事業の実施が困難な状況になった場合、①事業中止として全額返金、②申請時の事業主旨に変わらない範囲で事業内容を変更、などを想定しています。ただし、②については事務局に書式を提出の上、変更内容が適切であると認められた場合に限ります。その他、事業実施に関わり問題が発生した場合にはその都度、事務局と相談しながら、事業の実施をお願いいたします。